文書番号	1　－　1
制　定　日	2006年6月10日

定　款

株式会社コロワイド

改　訂　履　歴

改定日	版数	改訂事項	承認	確認	作成
2009/06/12	2	株券の電子化に伴う、株券・実質株主に関する規定の削除等			
2009/09/24	3	第2条　事業目的の追加 第4条　公告方法の変更			
2010/01/05	4	株券喪失登録簿に関する附則の削除			
2014/02/25	5	第７条　単元株式数の変更及び附則の追加			
2014/04/01	6	単元株式の変更に関する附則の削除			
2015/06/24	7	監査等委員会設置会社に関する変更			
2015/11/27	8	第３章　優先株式に関する一部変更 第４章　第２回優先株式に関する一部変更			
2020/06/30	9	第３章　優先株式に関する一部変更 第４章　第２回優先株式に関する一部変更 第５章　第３回優先株式の定めの設定			

目　次

第１章　総則 ・・・

第15条の1　優先配当金 …… 14
第15条の2　非累積条項 …… 15
第15条の3　非参加条項 …… 15
第15条の4　残余財産の分配 …… 15
第15条の5　議決権 …… 15
第15条の6　買受け等 …… 15
第15条の7　新株引受権等 …… 16
第15条の8　株式の併合又は分割 …… 16
第15条の9　取得請求 …… 16
第15条の10　取得条項 …… 16
第 6 章　株主総会及び種類株主総会 …… 17
第16条　招集 …… 17
第17条　招集権者及び議長 …… 17
第18条　決議方法 …… 17
第19条　議決権の代理行使 …… 17
第 7 章　取締役及び取締役会 …… 18
第20条　取締役会の設置 …… 18
第21条　選任方法 …… 18
第22条　任期 …… 18
第23条　代表取締役及び役付取締役 …… 18
第24条　取締役会の招集権者及び議長 …… 18
第25条　取締役会の招集通知 …… 18
第26条　取締役会の決議方法 …… 19
第27条　重要な業務執行の決定の委任 …… 19
第28条　取締役会規程 …… 19
第29条　取締役の報酬等 …… 19
第30条　取締役の責任免除 …… 19
第 8 章　監査等委員会 …… 19
第31条　監査等委員会の設置 …… 19
第32条　常勤の監査等委員 …… 19
第33条　監査等委員会の招集通知 …… 20
第34条　監査等委員会の決議方法 …… 20
第35条　監査等委員会規程 …… 20
第 9 章　会計監査人 …… 20
第36条　会計監査人の設置 …… 20
第37条　選任方法 …… 20
第38条　任期 …… 20
第39条　会計監査人の報酬等 …… 20

第40条　会計監査人の責任免除 …… 20
第 10 章　計算 …… 21
第41条　事業年度 …… 21
第42条　剰余金の配当等の決定機関 …… 21
第43条　剰余金の配当の基準日 …… 21
第44条　配当金の除斥期間 …… 21

第1章　　総　則

（商号）

第 1 条　当会社は、株式会社コロワイドと称し、英文では COLOWIDE　CO., LTD. と表示する。

（目的）

第 2 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１） 飲食店の経営
（２） 麺、点心等の製造及び販売
（３） 各種食料品の製造、輸入、仕入販売及び加工販売
（４） 煙草、酒類、清涼飲料水及び日用雑貨の販売
（５） 農畜水産物の加工及び販売
（６） 水耕栽培による野菜及び果物の生産及び研究開発
（７） カラオケルームの経営
（８） 民芸品の販売
（９） フランチャイズ形態による飲食店の経営指導
（１０）　厨房用機械器具・料理用器具、家具、室内装飾品、陶磁器及び食器の輸入及び販売
（１１）　動産の賃貸
（１２）　不動産の売買、賃貸及び管理並びにこれらの仲介業
（１３）　倉庫業
（１４）　梱包用材料、包装用品の製造及び販売
（１５）　低温熱分解処理装置の開発、設計、製造、販売及び保守
（１６）　野菜、果物に関する水耕栽培プラントの技術開発、製造、建設、販売及び保守
（１７）　通信機器、映像装置、測定器、電子機器、音響ソフトウェアの設計、開発、製作、設置及び取付工事並びに附帯機器の貸与、販売及び保守
（１８）　環境改善機器の開発、設計、製造、販売及び保守
（１９）　土木、建築、廃棄物処理及び附帯設備等の設計、施工及び維持管理
（２０）　上記の各事業に関する経営ノウハウ、技術ノウハウの提供及び指導
（２１）　国内外の会社の株式又は持分を取得、所有することによる当該会社の事業活動の支配、管理
（２２）　損害保険代理業及び生命保険募集に関する業務
（２３）　前各号に付随する一切の事業

（本店所在地）

第 3 条　当会社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

（公告方法）

第 4 条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章　　株式

（発行可能株式総数）

第 5 条　当会社の発行可能株式総数は、113,000,000 株とし、このうち 112,999,820 株は普通株式、30 株は優先株式、50 株は第 2 回優先株式、100 株は第 3 回優先株式とする。

（自己株式の取得）

第 6 条　当会社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第 7 条　当会社の 1 単元の株式の数は、普通株式については 100 株、優先株式、第 2 回優先株式及び第 3 回優先株式については 1 株とする。

（株主名簿管理人）

第 8 条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

2　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

（株式取扱規程）

第 9 条　当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（単元未満株式の買増し）

第 10 条　当会社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところに従い、その有する単元未満株式と合わせて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（単元未満株主の権利制限）

第 11 条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１） 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

（２） 剰余金の配当を受ける権利

（３） 株主割当の場合における募集株式又は募集新株予約権の割当を受ける権利

（４） 前条に規定する単元未満株式の売渡しを請求する権利

2　当会社の単元未満株主は、会社法第 847 条に規定する責任追及等の訴えの提起を行うことができない。

（基準日）

第 12 条　当会社は、毎年 3 月 31 日最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会における議決権を行使することができる株主とする。

2　本定款に定めるもののほか、株主の権利を行使する者を定める必要があるときはあらかじめ公告し、一定の日現在の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

第 3 章　　優先株式

（優先配当金）

第 13 条の 1　当会社は、普通株式を有する株主（以下、普通株主という）又は普通株式の登録質権者（以下、普通登録株式質権者という）に対して剰余金の配当を行う場合（以下、期末配当という）に限り、優先株式を有する株主（以下、優先株主という）又は優先株式の登録株式質権者（以下、優先登録株式質権者という）に対して、普通株主、普通登録株式質権者、第 2 回優先株式を有する株主（以下、第 2 回優先株主という）、第 2 回優先株式の登録株式質権者（以下、第 2 回優先登録株式質権者という）、第 3 回優先株式を有する株主（以下、第 3 回優先株主という）又は第 3 回優先株式の登録株式質権者（以下、第 3 回優先登録株式質権者という）に先立ち、優先株式 1 株につき以下の算式に従い計算される額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する）の金銭（以下、優先配当金という）を支払う。

①　平成 21 年 4 月 1 日以降の事業年度に関して

優先配当金＝100,000,000 円×（日本円 TIBOR+3.00％）

「日本円 TIBOR」とは、優先配当金に関する事業年度の初日（当日が銀

行休業日の場合は、直前の銀行営業日）の午前 11 時における日本円 6 ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円 TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、午前 11 時における日本円 6 ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円 TIBOR）が上記の日に公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日）のロンドン時間午前 11 時におけるユーロ円 6 ヶ月物ロンドン・インター･バンク・オファード・レート（ユーロ円 LIBOR6 ヶ月物（360 日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を日本円 TIBOR とする。

2　当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者、第 2 回優先株主、第 2 回優先登録株式質権者、第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に先立ち、優先株式 1 株につき優先配当金の 2 分の 1 に相当する額の金銭（以下、優先中間配当金という）を支払う。

3　優先中間配当金が支払われた場合においては、第 1 項の優先配当金の支払いは、優先中間配当金を控除した額による。

（非累積条項）

第 13 条の 2　ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が優先配当金の額に達しない場合においても、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

（非参加条項）

第 13 条の 3　優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当はしない。

（残余財産の分配）

第 13 条の 4　当会社の残余財産を分配するときは、普通株主、普通登録株式質権者、第 2 回優先株主、第 2 回優先登録株式質権者、第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に先立ち、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、優先株式 1 株につき 100,000,000 円に本条第 3 項に定める経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。

2　優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

3　経過優先配当金相当額

優先株式 1 株当たりの経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなさ

れる事業年度に係る優先配当金について、1年を365日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）とする。ただし、分配日の属する事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

（議決権）

第13条の5　優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

（買受け等）

第13条の6　当会社は、いつでも、他の種類の株式とは別に、優先株式のみを買受けることができる。

2　優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第160条第3項の請求をなし得ず、優先株式に関する請求権に係る同条第2項の招集通知の記載を要しない。

（新株引受権等）

第13条の7　当会社は、優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

（株式の分割又は併合）

第13条の8　当会社は、優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

（取得請求）

第13条の9　優先株主は、以下の定めに従い、当社に対して、自己の有する優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。

①　優先株主は、平成21年4月1日以降、当社の取締役会の承認を受けた場合に限り、法令上可能な範囲で、毎事業年度の末日の翌日から一ヶ月以内（以下、請求期間という）において、優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。

②　当会社は、優先株主による取得の請求を当社の取締役会が承認した場合、優先株主から①に定める請求があった場合、請求期間が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会終結の日から2ヶ月以内に、優先株式1株につき100,000,000円に経過優先配当金相当額を加えた額の金銭を、取得と引換えに交付する。

③　②に定める経過優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る

優先配当金について、1年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）とする。

④ ①に定める請求は、請求期間が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、請求期間が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において、配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び請求期間が属する事業年度において、既に取得が実行又は決定された価額の合計額を控除した金額（以下、限度額という）を限度とし、限度額を超えて請求がなされた場合、抽選その他の方法により決定する。

（取得条項）

第13条の10　当会社は、いつでも優先株式の全部又は一部を、優先株式1株につき100,000,000円に経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、取得日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額を限度に取得することができる。

2　優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。

3　第1項に定める経過優先配当金相当額は、取得日が属する事業年度に係る優先配当金について1年を365日とし、取得日が属する事業年度の初日から取得がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）とする。

第4章　　第2回優先株式

（優先配当金）

第14条の1　当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して期末配当を行う場合に限り、第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に先立ち、第2回優先株式1株につき以下の算式に従い計算される額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）の金銭（以下、第2回優先配当金という）を支払う。

①　平成23年4月1日以降の事業年度に関して

第2回優先配当金＝100,000,000円×（日本円TIBOR＋3.5%）

「日本円TIBOR」とは、第2回優先配当金に関する事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日）の午前11時における日本円6ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日

本円 TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値をいう。ただし、午前 11 時における日本円 6 ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円 TIBOR）が上記の日に公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日）のロンドン時間午前 11 時におけるユーロ円 6 ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円 LIBOR6 ヶ月物（360 日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を日本円 TIBOR とする。

2　当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者、第 3 回優先株式又は第 3 回優先登録株式質権者に先立ち、第 2 回優先株式 1 株につき第 2 回優先配当金の 2 分の 1 に相当する額の金銭（以下、第 2 回優先中間配当金という）を支払う。

3　第 2 回優先中間配当金が支払われた場合においては、第 1 項の第 2 回優先配当金の支払いは、第 2 回優先中間配当金を控除した額による。

（非累積条項）

第 14 条の 2　ある事業年度において、第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第 2 回優先配当金の額に達しない場合においても、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

（非参加条項）

第 14 条の 3　第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対しては、第 2 回優先配当金を超えて配当はしない。

（残余財産の分配）

第 14 条の 4　当会社の残余財産を分配するときは、普通株主、普通登録株式質権者、第 3 回優先株主又は第 3 回優先登録株式質権者に先立ち、第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対し、第 2 回優先株式 1 株につき 100,000,000 円に本条第 3 項に定める第 2 回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。

2　第 2 回優先株主又は第 2 回優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

3 第 2 回経過優先配当金相当額

第 2 回優先株式 1 株当たりの第 2 回経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る第 2 回優先配当金について、1 年を 365 日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算

した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）とする。ただし、分配日の属する事業年度において第2回優先株主又は第2回優先登録株式質権者に対して第2回優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

（議決権）

第14条の5　第2回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

（買受け等）

第14条の6　当会社は、いつでも、他の種類の株式とは別に第2回優先株式のみを買受けることができる。

2　第2回優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第160条第3項の請求をなし得ず、第2回優先株主に関する請求権に係る同条第2項の招集通知の記載を要しない。

（新株引受権等）

第14条の7　当会社は、第2回優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

（株式の併合又は分割）

第14条の8　当会社は、第2回優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

（取得請求）

第14条の9　第2回優先株主は、平成23年4月1日以降、当社の取締役会の承認を受けた場合に限り、法令上可能な範囲で、第2回優先株式1株につき100,000,000円に第2回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、当社に対して、自己の有する第2回優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。

2　第1項に定める第2回経過優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得の効力発生日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）とする。

3　第1項に定める取得請求は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額（他の種類の株式の取得と引換えに

交付される金銭の額を含む）の合計額を控除した金額（以下、限度額という）を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。

（取得条項）

第14条の10　当会社は、取締役会決議をもって別途定める日において、第2回優先株式1株につき100,000,000円に第2回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、第2回優先株式の全部又は一部を取得することができる。

2　一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。

3　第1項に定める第2回経過優先配当金相当額は、取得日の属する事業年度に係る第2回優先配当金について、1年を365日とし、取得日の属する事業年度の初日から取得がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）とする。

4　第1項に定める取得は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額（他の種類の株式の取得と引換えに交付される金額の額を含む）の合計額を控除した金額（以下、限度額という）を限度とする。

第5章　　第3回優先株式

（優先配当金）

第15条の1　当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して期末配当を行う場合に限り、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第3回優先株式1株につき以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）の金銭（以下、第3回優先配当金という）を支払う。

第3回優先配当金＝100,000,000円×3.5%

2　当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第3回優先株式1株につき第3回優先配当金の2分の1に相当する額の金銭（以下、第3回優先中間配当金という）を支払う。

3　第3回優先中間配当金が支払われた場合においては、第1項の第3回優先配当金の支払いは、第3回優先中間配当金を控除した額による。

（非累積条項）

第15条の2　ある事業年度において、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第3回優先配当金の額に達しない場合においても、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

（非参加条項）

第15条の3　第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対しては、第3回優先配当金を超えて配当はしない。

（残余財産の分配）

第15条の4　当会社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対し、第3回優先株式1株につき、100,000,000円に第3項に定める第3回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。

2　第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

3　第3回優先株式1株当たりの第3回経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る第3回優先配当金について、1年を365日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）とする。ただし、分配日の属する事業年度において第3回優先株主又は第3回優先登録株式質権者に対して第3回優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

（議決権）

第15条の5　第3回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

（買受け等）

第15条の6　当会社は、いつでも、他の種類の株式とは別に第3回優先株式のみを買い受けることができる。

2　第3回優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第160条第3項の請求をなし得ず、第3回優先株主に関する請求権に係る同条第2項の招集通知の記載を要しない。

（新株引受権等）

第 15 条の 7　当会社は、第 3 回優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。

（株式の併合又は分割）

第 15 条の 8　当会社は、第 3 回優先株式について株式の分割又は併合を行わない。

（取得請求）

第 15 条の 9　第 3 回優先株主は、当会社の取締役会の承認を受けた場合に限り、法令上可能な範囲で、第 3 回優先株式 1 株につき 100,000,000 円に第 3 回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、当社に対して、自己の有する第 3 回優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。

2　前項に定める第 3 回経過優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る第 3 回優先配当金について、1 年を 365 日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得の効力発生日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する）とする。

3　第 1 項に定める取得請求は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額（他の種類の株式の取得と引換えに交付される金銭の額を含む）の合計額を控除した金額（以下、限度額という）を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。

（取得条項）

第 15 条の 10　当会社は、取締役会決議をもって別途定める日において、第 3 回優先株式 1 株につき 100,000,000 円に第 3 回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、第 3 回優先株式の全部又は一部を取得することができる。

2　一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。

3　第 1 項に定める第 3 回経過優先配当金相当額は、取得日の属する事業年度に係る第 3 回優先配当金について、1 年を 365 日とし、取得日の属する事業年度の初日から取得がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第 1 位まで算出し、その小数第 1 位を四捨五入する）とする。

4　第1項に定める取得は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額（他の種類の株式の取得と引換えに交付される金額の額を含む）の合計額を控除した金額（以下、限度額という）を限度とする。

第6章　　株主総会及び種類株主総会

（招集）

第16条　定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

2　種類株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

3　当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告書に記載又は表示すべき事項に係る情報について、法務省令の定めるところに従いインターネットで開示することができる。

（招集権者及び議長）

第17条　株主総会（種類株主総会を含む。以下、本章において同じ。）は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（決議方法）

第18条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって決定する。

2　会社法第309条第2項及び第324条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決定する。

（議決権の代理行使）

第19条　株主は、当会社の議決権を有する株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2　前項の場合は、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出するものとする。

第7章　　取締役及び取締役会

（取締役会の設置）

第20条　当会社は、取締役会を置く。

2　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、10名以内とする。

3　当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

（選任方法）

第21条　当会社の取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2　取締役の選任決議は、累積投票によらない。

（任期）

第22条　取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2　監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

3　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第23条　当会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。

2　当会社に、取締役会の決議により取締役社長1名、必要に応じて取締役会長1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第24条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

2　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の招集通知）

第25条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

（取締役会の決議方法）

第 26 条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、決議につき特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。

2　当会社は、議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の議決事項について書面又は電磁的記録をもって同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなすことができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第 27 条　取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規程）

第 28 条　取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第 29 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、報酬等という）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。

（取締役の責任免除）

第 30 条　当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、5,000,000 円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額とする。

第 8 章　　監査等委員会

（監査等委員会の設置）

第 31 条　当会社は、監査等委員会を置く。

（常勤の監査等委員）

第 32 条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第 33 条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この時期を短縮することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第 34 条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、決議につき特別の利害関係を有する監査等委員は、議決に加わることができない。

（監査等委員会規程）

第 35 条　監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 9 章　　会計監査人

（会計監査人の設置）

第 36 条　当会社は、会計監査人を置く。

（選任方法）

第 37 条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（任期）

第 38 条　会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第 39 条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

（会計監査人の責任免除）

第 40 条　当会社は、会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、50,000,000 円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い金額とする。

第10章　　計算

（事業年度）

第41条　当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第42条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第43条　当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2　当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3　前2項のほか、当会社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第44条　期末配当金及び中間配当金（優先配当金、優先中間配当金、第2回優先配当金、第2回優先中間配当金、第3回優先配当金及び第3回優先中間配当金を含む）は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。